

## サポートプラス料金免除要件及びサービス範囲について

本書において使用される用語の定義は、複合機・複写機カウンターサービスシステム契約（以下「本カウンター契約」といいます。）と同一とします。

### 1. サポートプラス料金免除要件

本カウンター契約第4条（カウンター料金及びその計算方法）第5項に規定するサポートプラスの料金の免除の要件は、甲が下記(1)及び(2)のいずれにも該当する場合とします。

#### 記

#### (1) 基本要件

本カウンター契約の対象機器がシャープ製複合機又は複写機であること。

#### (2) 追加要件

次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 乙とネットワーク商材又はビジネスホン保守に関する契約を現に締結中であること。（通信回線、ISP 及び PC 等は含まれません。）

イ 前(1)の本カウンター契約の対象機器の台数が複数であること、又は前(1)の本カウンター契約締結後、別のシャープ製複合機又は複写機の本カウンター契約を乙に追加で申し込み、現に締結中であること。

ウ 甲のグループ会社が前号及び本号ア又はイに該当しており、甲がそのことを乙に申告したこと。

以上

甲が上記要件に該当しなくなった場合、翌月以降サポートプラス料金の免除を受けられません。

### 2. サポートプラスのサービス範囲の詳細

複合機・複写機カウンターサービスシステム契約第7条（サポートプラス）に規定するサービス範囲の詳細は、次の各号のとおりとします。乙は、次の各号に明記されていない役務を甲に提供する義務を負いません。

#### (1) プリンタドライバインストール

※ Mac 搭載パソコンの2色ドライバは対応不可

#### (2) スキャナー設定

#### (3) PC-FAX ドライバインストール

#### (4) FAX 転送設定

#### (5) アドレス帳追加